

議会だより

2009

12月
定例会号

第156号 2010年(平成22年)2月

<http://www.city.takasago.hyogo.jp/>

Topics

市民サービスコーナー設置条例改正議案を可決！②

●新しく2つの市民サービスコーナーと5つの市民コーナーに変わります。

経営企画室を新設 ②

行財政改革推進室と企画政策課を統合し、新しく経営企画室に生まれ変わります。

平成20年度各会計の決算を認定 ⑧～⑪

決算特別委員会が最終報告をしました。

平成21年度一般会計を含む全会計補正予算を可決 ②

一般質問で市政を問う！ ②～⑤

7人の議員が市政全般に対する一般質問を行いました。

各常任委員会審査の概要を掲載します ⑥⑦

本会議において全議員で質疑を行った後、各常任委員会で詳細に議論しました。

高砂市議会としての意見書を出しました ⑪～⑫

改正貸金業法の早期完全施行等 / 非核三原則の早期法制化 / 細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化

人事案件に同意しました ⑦

市長から報告を受けました

JR曾根駅バリアフリー計画の一部変更 / 産業廃棄物処理施設設置計画

12月定例会の日程

12月9日～22日(14日間)

12月9日 開会、提案説明、諸報告

14・15日 質疑、委員会付託

16日 一般質問

17～21日 委員会審査

22日 委員長報告、討論採決、諸報告、閉会

議案概要

可決した事件議案

- 市道路線の廃止

可決した条例議案

- 高砂市部及び室設置条例の一部を改正する条例
- 高砂市市民サービスコーナー設置条例の一部を改正する条例
- 高砂市行政財産使用料条例及び高砂市都市公園条例の一部を改正する条例
- 高砂市国民健康保険介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 高砂市市営住宅条例の一部を改正する条例
- 高砂市法定外公共物管理条例

否決した条例議案

- 高砂市市民サービスコーナー設置条例の一部を改正する条例(荒井市民コーナーを設置しない案)

可決した補正予算

- 第10回平成21年度高砂市一般会計補正予算
- 第4回平成21年度高砂市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第2回平成21年度高砂市下水道事業特別会計補正予算
- 第2回平成21年度高砂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 第2回平成21年度高砂市介護保険事業特別会計補正予算
- 第2回平成21年度高砂市水道事業会計補正予算
- 第2回平成21年度高砂市工業用水道事業会計補正予算
- 第2回平成21年度高砂市病院事業会計補正予算

補正予算案の主な事業

- 障害者自立支援事業(グループホーム等改修等補助金、介護給付費・訓練等給付費等の追加)
- 福祉医療事業
- 保育所建設事業(荒井保育園耐震補強工事)
- 生活保護援護事業
- 土地改良施設運営管理事業(鹿島排水機場修繕工事)
- 交通安全施設等整備事業(阿弥陀歩道橋点検調査)
- 防災情報通信設備整備事業
- 地上デジタル放送移行対応経費(小学校、中学校、幼稚園)

陳情

採択

- 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書
- 「非核三原則の早期法制化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 細菌性髄膜炎ワクチンの公費負担による定期接種の早期実現を求める陳情書

継続審議

- 「取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」の提出を求める陳情
- 法定道路認定に関する陳情書

一般質問

『ちびやま新聞』2010年2月10日 ほか

砂川 辰義

◆ 『子ども手当』の財源として、所得税や住民税の配偶者控除や扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮減などの増税の議論もある。さらに、所得制限や地方負担・企業負担をめぐる政府の方針も定まっています。

問 仮に現行の『児童手当』並みの地方負担を求めた場合、高砂市の負担はいくらになるのか『児童手当』と比較して伺う。

答 平成21年度予算ベースで、「児童手当」2億1千万円に対し、「子ども手当」を月額1万3千円で中学3年生まで支給すると約3倍の6億円の負担となる。月額2万6千円になると12億円の負担となる見込みである。

問 平成23年度以降中期財政計画に及ぼす影響についての見解を伺う。

答 財源として、所得税や住民税の配偶者控除や扶養控除の廃止等が検討されているが、市民税の増収分だけでは対応できず、中期財政計画にも大きく影響を及ぼすと考える。

問 地方自治体の負担を求めないという国・政府への要望の考えは。

答 全国市長会を含む地方六団体の連名で「ことも手当の地方負担に反対する緊急声明」を発しており、今後も、国に対し地方に負担を求めないよう要望を行っていく。

父子家庭への支援について

問 ひとり親家庭に対する支援策の一つに児童扶養手当がある、母子家庭や児童を養育する祖父母などに支給される制度であるが父子家庭は対象外である。男女共同参画社会を推進してきた高砂市として、父子家庭に対する経済支援について伺う。

答 父子家庭に対する施策を盛り込んだひとり親家庭への自立支援のための施策を検討している。

雨水対策について

問 水害とは、水による災害で河川等の洪水や氾濫による外水氾濫と下水道排水できないでおこる内

水氾濫による都市型水害がある。

近年土地利用が大きく変化したため、雨水を一時的に貯める水田が少なくなる一方で道路はアスファルト舗装が進んで保水機能がなくなり、一時的に大量の雨水が川や水路に流れて浸水被害の原因となっている。今後の雨水対策について伺う。

答 河川への影響が大きいと考えられる明姫幹線南地区において、宅地化する際、透水性舗装等の際に行ない、出水量の抑制に向けた取り組みをしている。宅地開発においては、ハザードマップを参考に浸水被害の発生を防ぐような造成とするよう指導している。根本的な対策として、河川下流部において、より能力の大きいポンプによる排水を行なうことが必要であり、ポンプ施設の設置、改修等について検討していく。また、水路や道路側溝の不具合による浸水に対しても現場を確認し、浸水原因を把握したうえで浸水解消のための対策を実施していく。



高すぎる国民健康保険料の引き下げと減免制度の拡充を求める ほか

大塚 好子

問 住民は今、大変きびしい生活を強いられています。住民の負担の中で、大きな比重を占めているのが国民健康保険料です。所得200万円の夫婦と子ども4人世帯の場合、国保料は36万1千600円です。1ヶ月に使える生活費は10万円前後です。生活費の3ヶ月以上もの金額が保険料です。「高すぎて払えない。」とつづつ悲鳴があがるのは当然ではないでしょうか。

答 所得が200万円の4人世帯については、国の軽減措置もない。生活を重視した、収入に見合った保険料であるべきと考えます。25年前から変わらない一般会計からの繰入金3億3千万円を見直して国民健康保険料を引き下げること。

問 国保会計の安定運営のため、なお一層の収納率向上に努めるとともに、医療費の動向や市の厳しい財政状況も勘案しながら、繰入金の見直しを検討しているところである。

問 1984年以来削減してきた国庫負担金の引き上げを国に求めること。

答 収納率が悪ければペナルティにより交付金は、どんどん減り悪化していく。収納率がいいところは保険料も安くなるという状態が生じており、国に対し国庫補助金の増額、ペナルティの廃止を要望している。

問 失業者の国保軽減制度の拡充、国保法44条に基づき窓口一部負担金の免除軽減制度の周知徹底をすること。

答 所得割の減免の拡充については、財源等の問題があることから困難である。窓口一部負担金の減免については、国保だよりに記載しているが、これから広報等によっても周知徹底していきたい。

問 子どもの医療費は中学生まで無料に

答 親の経済格差は子どもの「健康格差」となっており、外来も中学生まで無料にすることを求めます。財源の確保が重要であり、福祉医療制度全体の中で検討が必要である。

問 菜の花プロジェクトによる資源循環型社会で人々にやさしいエコなまちづくりを提案しました。

答 太陽光発電をはじめとしたクリーンエネルギーに対して補助金もしくは貸付制度の創設

問 新エネルギーの補助制度や菜の花プロジェクトのような農業振興を含めた施策については、地球温暖化対策実行計画策定の中で検討していきたい。

問 南池・時光寺準幹線道路・中筋サービスコーナーから西へ100mの4差路です。市道であり市から公安委員会に設置を求めたい。

答 信号機設置のための諸条件はあるが、地元からの要望もある中で、高砂警察を通じ公安委員会にお願いしていきたい。

地域経済を支える中小業者に活性化を ほか

小松 美紀江

問 中小業者の経営は、厳しい経済情勢でいつに好転せず、経営の存続が危ぶまれています。市内業者の育成は市の重要な政策分野であり、地域振興の制度化を求めます。

答 平成20年4月から入札参加者資格審査申請において、「物品・その他」のサービス部門に「小規模修繕・営繕」の小分類を新たに設け、登録の制度化を図っている。

問 「住宅リフォーム制度」の創設を求めます。

答 すべてのリフォームを市内業者へ発注することには多くの問題があるが、他市の状況も調査したい。

問 地元業者に発注させる制度を求めます。

答 特殊工事、大規模工事等を除いた建設工事では、市内に本店・営業所等を有する者を入札参加資格要件とする郵便応募型条件付一般競争入札を実施し、市内業者等の入札参加機会、受注機会の確保に努めている。物品購入業務委託等は、基本的に設計金額に応じた業者数を市内業者からまず優先して指名し、不足数は近隣市から選定している。

問 制度融資を返済期間、据置期間の延長など改善策を。

答 金融機関との調整も必要であり、今後協議していく。また、中小企業者への資金供給の円滑化を図るため中小企業庁が実施しているセーフティネット保証制度の紹介と認定事務も進めている。

問 市民利益に立ち国に強く求めること

答 市民が願う後期高齢者医療制度の廃止、労働者派遣法の改正、障害者自立支援法の廃止、地方財源確保など引き続き国に強く要求していくことを求めます。

問 男女平等、女性の地位向上をめざす施策の充実を

答 市長会等を通じて、地方交付税を始めとした地方財源の保障及び充実を求め、制度の新設又は改正に伴って新たに地方負担が発生しないよう要望している。

問 市職員の女性管理職が占める割合は一般職で7%と低く、計画的に増やししていくことを求めます。

答 意欲のある有能な職員は、男性、女性の区別なく管理職等に登用していく。

問 親子3人乗り自転車に支援を

答 幼児2人乗せる自転車7月解禁され、割高から他市が子育て支援策を実施しているが検討されたい。

問 法華山谷川沿に浸水対策として仮設ポンプの設置を

答 平成19年度に生石研修センター東側に仮設ポンプ設置用ピットを新設しているが、ピット設置後、台風の上陸もなかったため、仮設ポンプ設置の効果の確認ができていない。新たなポンプ設置は、台風等豪雨時の仮設ポンプの効果の検証を行ない検討したい。

暴力団排除について

松本 均

市営住宅・下水道事業

木谷 勝郎

問 本市では毎年、警察、防犯協会、交通安全協会と共同で、安全安心まちづくり市民大会を開催されているが、本年は県暴力団追放センターから講師を招き、県内暴力団情勢についての説明をいただいた。近年、民事介入暴力、行政対象暴力、市民対象暴力など各地で頻発しておるとの指摘もあるが、行政対象暴力、暴力団組織名や代紋の威力を振りかざしての、地方公共団体に対する不当要求について、現在、本市では具体的にどのような取り組みや実践をされているのか。

答 平成17年より県警察本部の協力で現職警察官を職員として迎え、地域安全活動、行政対象暴力や不当要求事案に対応すべく職員一丸となり日々努力している。本年も、県警察本部暴力団対策課による不当要求防止研修、受傷事故防止研修、不当要求のロールプレイングなどを通じ、職員に対して臆することなく毅然とした態度で臨む危機意識の醸成に努めている。加えて、事案発生時に部長級の不当要求対策連絡会議を機動的に緊急招集し、全庁的な報告、連絡を通して、職員への徹底を図り、組織全体として対応するよう努

めている。

問 本市の住宅貸付け金事業とは、歴史的、社会的な理由によって、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の住民に対して、市が住宅建築資金を低金利で貸付けを行なってきた事業であるが、回収が困難な状況があるのか、返済遅延理由や滞納金額の現状を説明いただきたい。

答 滞納件数は8件、滞納額は1288万2406円になり、滞納者には毎年、電話等により、納付促進をしているが、高齢化・低所得等により十分な徴収ができていない。今後は、更なる面談による納付催告の徹底を図り、厳しい体制で強制執行も含めて、貸付金の回収に努める。

問 他市では、公園施設内で遊ばれる幼児や児童が、遊具の老朽化や破損が原因でケガをされるといふ、痛ましい事故が報道されている。市内各地にも公園が設けられているが、遊具の定期的な点検や補修はされているか、周囲のフェンスの破損や危険な状態はないか。

答 都市公園の管理は、指定管理者の高砂市施設利用振興財団が行い、その他の公園も同財団に委託し

ている。定期点検を子どもたちの夏休み、冬休み、春休みの前に行い、点検及び処理結果等の報告を受けている。また、自治会等にも日常、遊具など公園施設の破損に気がつければ速やかに連絡をしていただくようお願いしている。

問 文科省の平成20年度の全国的な調査で、学校内での暴力行為増加が指摘され、県内でも同様のデータが出ています。市内中学校では、今春以降暴力事件が頻発しているが、現状と対策をお尋ねしたい。

答 高砂市の20年度の小学校における暴力行為は、全国、兵庫県と同様に前年度に比較し増加しており、理由として、規範意識の低下、感情を制御できない、コミュニケーション能力不足等が上げられ、昨今の不況の中、社会情勢の不安定さを反映している部分もあると考える。

学校現場においては、発達段階にかかわらず「暴力を振るってはいけない」というところをしっかりと教えて「他者への思いやり」「共生社会の在り方」を指導している。

問 老朽化し、空室の多い市営住宅が市内に散在する。公営住宅の使用関係に関する判例によれば、入居者との間には民法及び借家法が適用されるので、公営住宅法の4章の規定による転居要請は可能ではないか。

答 建替計画が具現化されていない建替は、任意建替計画となり法上の定義や強制力がない。入居者全員が明渡しをすれば、建替事業は何ら支障なく施行することができ、明渡しを拒否しても、公営住宅法の規定による明渡請求はできない。任意建替においては明渡しを求めるには借家法の正当事由が必要となり、賃貸借の当事者双方の利害関係の他、諸般の事情を考慮し社会通念に照らし妥当と認めべき理由があるかどうか裁判所の判断を仰ぐことになる。

賃で賃貸し、また転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。県下においても空家率は伸びているが、その必要性が失われるのではなく、公営住宅のあり方も変容してきているものと考えられる。

問 現在、平成12年策定の再生マスタープランに従って集約化が進められていますが、20年後の高砂市の人口はプラン策定時より25%減の8万3千と予測される一方、深刻な財政状況から、プランの早急な見直しが必要ではないか。

答 現在、策定中の高砂市総合計画、都市計画マスタープラン等を勘案し再生マスタープランの見直しを進めたい。

問 ヨーロッパには、企業でなく国が「公的住宅手当」を支給している例がありますが、日本では民間賃貸住宅入居者への公的支援は皆無です。公営住宅法にも「借り上げ」制度があり、民間賃貸住宅の活用もすべきではないか。

答 国土交通省のガイドラインや近隣市の動向を見極めながら民間住宅

借上げについての条件整備等を研究し、検討を進めたい。

問 下水道法で敷設後3年以内の接続が義務付けられていますが、使用料金が低いからか、接続率が近隣より低い。下水道法に罰則規定があり、命令等法的強制措置を適用すべきではないか。

答 公共下水道の管理者は、接続を怠っている家屋の所有者に対して、改善命令をすることができ、これに違反した者に対して罰則が規定されているが、接続していない相当の理由があると認められた場合は適用されない。未接続理由の分析結果を踏まえ、公共下水道への未接続理由として相当の理由かどうかの判断を行うために、審査基準を定めた事務処理要綱等の整備も検討していかねばならない。

問 下水道事業に企業会計方式を導入すべきではないか。

答 市街化区域の下水道整備完了後の地方公営企業法の全部適用による企業会計化に向けて検討している。

生活保護世帯へのフォロー体制について

藤森 誠

問 今年に入り、生活保護世帯が例年より4倍近くの増加数になっており、給付額も1億3千万円を超す見込みだ。制度の目的から、公平公正な視点で不正受給や自立しようとする保護世帯には厳しい対応が必要。反面、生活が困難を極め、自立が難しい世帯へはしっかりと温かい支援を、また、自立可能世帯へは就労支援を随時実施する必要がある。いずれにせよ、生活保護世帯への心ある定期的なフォロー体制が不可欠だが、市の現状と今後の考え方を尋ねる。

答 毎年度はじめに生活保護世帯に對して、収入申告義務の周知等を行い、また所得調査を実施し、収入が判明して不正受給と確認した場合には、保護費の返還処理を行い、適正な収入申告をするよう強く指導を行っている。

若年層で一時的に生活保護支援を受けている対象者については、就労支援プログラムを活用し、65歳以下の世帯で就労可能な世帯に對しても、今年度配置した就労指導員を中心として、担当職員と協力しながら、

ハローワークへの同行訪問を行ったり、就労相談に応じたり、また求職の情報提供を行うなど、自立に向けた就労支援を行っている。

老老世帯には担当職員が定期的に訪問活動をして見守りを行っている。特に介護サービス等の支援が必要な場合は、介護保険課や包括支援センター等の関係機関、民生委員・児童委員等と連携しながら対象者への支援を行っている。

夜間の歩行者等の通行の安全及び夜間における犯罪の防止等のため、蛍光灯20Wを40m以上の間隔で設置する基準を設けているが、道路の線形、交差点等を考慮して40m未満であっても設置している。今後は警察からの情報収集や地元自治会等との調整のうえ、設置場所の周辺環境を考慮しながら照明器具の照

度、設置間隔を实情に合うよう検討していく。

問 犯罪抑止と事件の早期解決に防犯監視カメラが有効である。個人情報保護や費用面など課題は多いが、商業施設や住宅街の危険箇所への設置について、市が推進役となり関係団体と協議を進めてはどうか。

答 市内の犯罪状況等について警察の情報をもとに分析し、防犯カメラの設置や費用補助について調査研究していく。

各地域の実情、各々の組織の事情により地域差があるように伺っているが、子どもの安全安心という共通した視点から、学校・地域の方々の協力の下で実施されている見守り活動がさらに充実するよう、各種団体の皆様方に、改めてご協力をお願いしたい。

クラブ活動の充実について ほか

鈴木利信

問 高砂市でも神奈川県綾瀬市のような部活動振興会を設置して、部活動指導顧問派遣事業等を導入することに、部活動の振興がはかれるし、また会計を一括管理することによって、今回問題になったような担当教諭の使い込みも防げるのではないかと。

答 県のパワーアップ&サポート運動部活動支援事業により、運動部活動に専門的な指導力を有する3名の運動部活動指導補助員を中学校に配置している。また、運動部、文化部活動の振興のため、市独自で10名の部活動外部指導補助員を招へいしている。

人権推進と人権教育について
高砂市でも以前問題が起ったが、学校裏サ

イトの監視体制について何らかの対策が必要では、また人権を配慮・考慮した形での情報教育の強化が必要では。

答 教職員対象の情報モラル研修を実施し、最新情報を文書で配布し、指導上必要な情報を学校へ伝え、教職員の指導にいかしている。また、家庭・地域へはチラシで啓発に努めている。

雇用対策について
ハローワークでは就職と生活の一括相談として、ワンストップサービスが実施されたが高砂市でもそのような取り組みが必要では。

問 また障がい者や母子家庭の雇用支援に取り組むべきでは。

答 発達障害者雇用開発助成金や特定就職者雇用開発助成金制度の中の特定就職困難者雇用開発助成金制度があり、企業に對して、制度の啓発に努めたい。

市としてホームページへハローワークの情報

安全安心のまちづくり

問 防犯灯の設置位置や明るさにまだ問題が見られ、痴漢行為などが後を絶たない。設置位置や明るさについて再検討が必要だが、市の見解は。

答 夜間の歩行者等の通行の安全及び夜間における犯罪の防止等のため、蛍光灯20Wを40m以上の間隔で設置する基準を設けているが、道路の線形、交差点等を考慮して40m未満であっても設置している。今後は警察からの情報収集や地元自治会等との調整のうえ、設置場所の周辺環境を考慮しながら照明器具の照

問 生徒児童の登下校時の見守り活動について、老人クラブや婦人会などの協力を得ているが、各団体の後継者問題や下校時の手薄さなど課題が多い。市と教育委員会が中心となり、新たな対応が必要と考えるが市の見解は。

答 各地域の実情、各々の組織の事情により地域差があるように伺っているが、子どもの安全安心という共通した視点から、学校・地域の方々の協力の下で実施されている見守り活動がさらに充実するよう、各種団体の皆様方に、改めてご協力をお願いしたい。

問 発達障がいのある子どもたちの理解を中学校でも進めるべきでは。

答 教育委員会主催の特別支援教育研修会や各校で実施の特別支援教育研修会を通じて、教職員の特別支援教育への共通理解を図り、学校生活全体を通じて障害のある児童生徒の理解指導をおこなっている。

問 市道鹿島幹線道路沿いに、新たな歩道橋の設置が必要ではないか。

答 交通バリアフリー法の関係もあり歩道橋の高さを4.8mとすれば、斜路の部分が約60m必要となり、国道2号線の南側はすぐに水路となっており、橋桁等の設置が困難で、また、交差点のため橋の長さも倍近くになる。歩道橋建設の費用は約2〜3億円と考えており、より安全な歩道橋について、今後とも検討していきたい。

阿弥陀小学校の通学路について

委員会審査の概要を報告します

委員会では本会議での質疑で出された論点を踏まえ、詳細に専門的に審査を行います。

12月定例会**総務常任委員会**

当委員会では付託された以下の議案について審査しました。

● 条例改正の議案**① 高砂市部及び室設置条例の一部を改正する条例を定めることについて**

現行の行財政改革推進室と企画政策課を統合し、企画総務部内の経営企画室とすることに、各委員より「新しくできる経営企画室が企画総務部の中に入ることは後退的統合としか映らない。行革、財政再建など難題山積の折、経営という面を表に出すなら市長直轄の方が職員、議会、市民にも良く分かる」との意見が多数を占めました。市長の出席を求め市長から「まず内部で強力体制をつくり、外部へは結果として見せていきたい。私も積極的に入り、責任を持って対応する」との答弁を得て、全会一致で可決しました。

② 高砂市行政財産使用料条例及び高砂市都市公園条例の一部を改正する条例を定めることについて

公共施設内の自動販売機設置を来年度から公募制に改めることについて、制度運用の考え方と指定管理施設などの対応策等を確認した後、全会一致で可決しました。

● 一般会計補正予算案

一般会計の歳入歳出に係る補正予算案について、補正内容の確認等を充分に行い、各事項とも全会一致で可決しました。

● 陳情のこと**① 「取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書」の提出を求める陳情**

今後は可視化の方向にあると理解はできるが、まだまだ研究課題が多いとの意見が多数を占め、継続審査と決定しました。

② 「非核三原則の早期法制化を求める意見書」の提出を求める陳情書

問題なく全会一致で採択しました。

文教厚生常任委員会

○ 市民サービスコーナーについては、平成15年からの第3次行政改革の項目として検討され、3箇所廃止案や7箇所総ての廃止案も協議されてきました。ようやく案がまとまり「高砂・荒井・曾根・阿弥陀・北浜地区は市民コーナーに、米田・中筋地区は今までどおりのサービスコーナー」とする内容が提案されました。一方、3名の議員からは荒井サービスコーナーは、本庁に近く、しかも利用者数も少ないため廃止する条例議案が提出され、議論を重ねた結果、当局が提案した内容を賛成多数で了承しました。

○ 補正予算では、特に「荒井保育園耐震補強工事期間中の保育」、「各小学校、中学校に地上デジタル放送整備の考え方」について議論を重ねた結果、原案通りで了承しました。

○ 諸収入「給料の一部返納金」については、しっかりとした考え方をもって科目計上されたいとの指摘に対し、当局から執行するにあたっては根拠を明確にして適切な執行を実施したいとの答弁を受け、了承しました。

○ 「細菌性髄膜炎ワクチンの公費負担による定期接種化の早期実現を求める陳情書」については、議論の結果、全会一致で採択し、意見書を国へ提出しました。

建設経済常任委員会

当委員会に付託された平成21年度補正予算4件(一般会計・下水道会計・水道会計・工業用水道会計)、事件議案1件(市道路線の廃止)、条例議案2件(高砂市法定外公共物管理条例の制定他)、平成21年度予算4件(一般会計・下水道会計・水道会計・工業用水道会計)については、本会議での質疑を踏まえ、現地視察を行い、参考資料の説明も受け、審査の結果、全て全員異議なく原案了承しました。

なお、平成21年度一般会計補正予算の審議におきまして、以下の意見が述べられました。

- 高砂市の全体の雨水・排水対策計画を、まちづくり部と下水道部が協力し、早急に立てるべきである。
- ごみ収集事業について、急激な減員は無理にしても、組合の理解が得られるような交渉も含め、早急に対応してほしい。

また、当委員会に付託された陳情のこゝと2件のうち、1件をなお継続審査とし、1件を採択し、意見書を提出しました。

請願・陳情について

市民の要望や意見を市政に反映するために、市議会に請願書、陳情書を提出することができます。

○請願書を提出するとき

請願人の住所、氏名を記載し押印するほか、その請願書を紹介する一人以上の市議会議員の署名又は記名押印が必要です。

○陳情書を提出するとき

陳情書には紹介議員の必要はありません。請願書の書き方に準じて「請願」を陳情にかえて提出してください。

※請願及び陳情は随時受付します。

詳しいことは議会事務局(Tel 443-9051)までお問い合わせ下さい。

〇〇〇に関する請願書(例)

紹介議員(氏名) 印

請願の趣旨 _____

請願の理由 _____

平成 年 月 日

高砂市議会議長 様

請願者 住所 _____

氏名 _____ 印

(団体名 代表者) _____ 印

高砂市議会からのお知らせ

高砂市議会本会議記録の公開

高砂市議会の会議記録は冊子の形で図書館や各公民館に配置して、市民の皆様にご覧いただけます。また、高砂市のホームページ上では、本会議記録の検索システムを導入しています。これは平成12年3月定例会以降の本会議記録について、様々なキーワードから検索できるというもので、簡単に審議の状況を確認いただけます。

高砂市議会本会議映像の提供

平成18年6月定例会より高砂市議会本会議等の録画をしております。

映像記録の交付を希望される方は、複製のためのVHSテープまたはDVD-Rのディスクと申請書を添えて議会事務局まで申し出てください。申請後約10日程度でお渡しできます。

ただし、本会議等の会期中は複製などの作業ができないため、会期中の申請は、閉会日の翌日に申請されたものとして処理いたします。

なお、正式な記録が必要な方は会議録をご覧ください。(12月定例会の会議録は3月に完成する予定です。)

平成21年12月22日

高砂市議会議長
生嶋洋一様高砂市議会決算特別委員会
委員長 北畑徹也

決算特別委員会審査報告書（抜粋）

経過

付託年月日 平成21年10月2日
審査年月日 平成21年10月23日、29日
11月2日、11日、13日、24日、26日、30日
12月7日

意見

アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発し、リーマンショックという大手金融機関の破綻等に伴う世界的な金融不安の高まりなどにより、景気の悪化が鮮明となるなど我が国経済は、かつてない極めて深刻な局面に立たされている。

特に、原油価格や為替市場の大幅な変動等の影響が、企業業績を直撃し、収益の悪化を引き起こし、雇用不安や所得低下に繋がっている。そのことが個人消費を冷え込ませるといふ悪循環を繰り返している。今後、にわかに景気回復を望むことは難しいと思われる。

そのため、本市の財政運営においても歳入・歳出の両面で一層厳しい状況が続くものと予想される。

この様な状況を踏まえ、今年度の決算審査においては、全庁的に時間外勤務の実態及びその必要性について、過去の指摘事項の進捗状況についてを、特に、時間を費やし具体的に踏み込んで審査を実施した。また、開かれた議会の一環として、9月定例会最終日に議場において、市政初となる各会派別の決算に係る質疑が行われたことを受け、その際の質疑を踏まえた審査を心がけた。

まず、時間外勤務についてであるが、年間に300時間以上の時間外勤務を行っている職員の一覧表に基づき、各部においてその勤務実態の説明を受けた。必要性のない時間外勤務を行っている状況は見受けられなかったが、部局によっては、職員の適正な配置がなされておらず、特に、技術職等の専門性が必要な職場において偏った時間外勤務が見受けられた。健康面上の問題もあり、職場内での応援体制をとることが求められる。

次に、過去の指摘事項についてであるが、本会議の質疑においても、厳しいやりとりがあったが、過去の指摘に対し、検討するとした回答が、まったく進捗していない事項があることが明らかになった。特に、自動販売機の設置に係る問題は、市の歳入増に繋がる指摘であり、委員会での指摘を真摯に受け止め、次年度には必ず条例改正等実行していただきたい。また、ごみ収集業務の委託拡大については、積年の課題であることは理解するが、積極的に職員組合と協議を進め、定員適正化計画の前倒しを行っていただきたい。

最後に、今後、右肩上がりの経済成長は期待できない、どちらかと言えば右肩下がりの状況でさえあると思われる。そのような社会経済状況を前提にした、市政運営を行っていく必要がある。しかしながら、市の事業に前例踏襲のみで取り組まれた状況が随所に見受けられる。重複した指摘事項が多く見受けられるのもその一例と考える。

今、市に求められるのは、思い切った事務事業の見直しではないか。本来の市民サービスのあり方も含め、真に市民が望んでいるサービスとは何か、前例踏襲では、新たなサービスは提供できない。その財源が確保できない。そのためにも、行財政改革、定員適正化計画等の着実な実行により、より健全な財政運営が行える市政を目指されることを強く要望する。

全般的事項

- 平成20年度の財政状況を見ると、経常収支比率が前年度より悪化し、基金の繰替運用等で実質収支を黒字にするなど財政の弾力性を失っている。よほどの危機感を持たなければ、平成22年度の予算編成ができないのではないかと危惧する。事業全般について、思い切った削減を検討する必要がある。

- 庁舎建設基金及び高齢化対策福祉基金の繰替運用については、不本意ながら認めてきた。平成24年度を目途にその解消を予定されているが、特定目的の基金であることを真摯に受け止め、前倒しにて解消する手立てを検討するべきである。また、現状の財政構造を的確に分析、検証し、歳入に見合った歳出を編成するという予算編成の原点に立ち返って、安定的な財政運営を行うべきである。
- 市域における県単独事業について、市の負担金支出を今後どうするのか。財源確保の観点からもその対応いかんで市財政に大きく影響する。国、県の議論を踏まえ、市の考え方を強く県に示すべきである。
- 滞納整理については、滞納整理推進室を中心に全庁的な取り組みを行おうとする姿勢が伺えるが、債権放棄や不納欠損を行うことを目的とするのではなく、時効を迎えるまでの債権の督促等、迅速な対応で債権回収に努めるべきである。公平公正な取り扱いを心がけ、悪質滞納者に対しては、滞納処分等厳しい対応を行い、歳入確保を図るべきである。
- 時間外勤務について、所属長による適正な管理を行うことは当然であるが、本来、勤務時間内で執務を終了することが第一であるという共通認識を組織として共有されたい。また、管理職の勤務時間についても、一般職員と同様にその所属長が把握する必要がある。結果として、部内、課内全体の業務量を把握することとなり、特定の職員への過重労働の削減につなげられたい。なお、本庁からタイムカードシステムを導入されたい。

一 般 会 計

歳 入

- 自動販売機設置に係る行政財産使用料について、平成18年の自治法改正により、行政財産の貸付範囲の拡大が行われており、それ以前に監査委員による指摘も受けているにも関わらず、条例改正をしなかったことは、遺憾である。大阪府、兵庫県、他の自治体もすでに賃貸借契約に切り替えている。歳入の確保の観点からも次年度に条例施行して対応すべきである。
- 水路等の占有料について、未収入金が多い。公平公正な観点から年次的に各地域の占有状況の確認調査を行い、適正な対応をすべきである。

歳 出

- 予定価格の半額程度で落札する事例が多く見受けられる。このような事態が続けば、質の高い工事が確保されるか、はなはだ疑問である。最低価格の決め方は、非常に重要であり、適正な価格を決定することが、良質な工事につながると考える。最低価格入札業者間の「くじ引き」による落札者の決定では、仕事に対する責任の度合が低くなる。他市の入札制度も参考にして、落札者が精度の高い仕事を実施できる入札制度となるよう検討をしていただきたい。
- 平成17年度にも指摘されているが、工事検査室に電気職を配置し、組織体制の充実を図り、より厳格な検査を実施されたい。
- 職員提案制度について、提案されたもののうち優秀である提案を全職員に知らせることが大切である。いわゆる水平展開という職員同士でいいものを認め合うことが必要である。そのことで、その成果をコスト減につなげていくことも可能である。
- 平成18年度のフォローアップで回答されているが、行財政改革について、職員の意識改革を数値化した形で示す必要がある。言葉で意識向上と言われても実感がない。市民の目に明確に示せる方法で数値化を図るべきである。
- 社会福祉法人等利用者負担額軽減制度について、本質的に利用者にはメリットがあるかないかの状況が明確になっていない。単に利用件数が少ないからといって予算減額することが正しいとは言えない。利用法人等への周知も含め、その状況把握に努められたい。
- 国際交流について、ラトローブとの姉妹都市提携も10年の節目を向かえ、本来の事業目的を検証し、市民が参加しやすい事業展開を検討すべきである。
- 長寿祝金のあり方に関し、今後検討するうえで、老いを敬うような方策を考えていただきたい。若い人にそのような気持ちを醸成するような施策を実施していただきたい。敬老会事業を廃止する際、議会において激論が行われたことを真摯に受け止め、次年度には、目に見える形での施策を実施すべきである。

- 障害者の雇用について、市及び公共的団体において積極的に雇用を促進していただきたい。法定された規模の事業者には、その責任があると思うが、市内事業者の実態把握に努めていただきたい。特に、今の社会経済状況において、障害者にとって、健常者以上の雇用悪化を引き起こす可能性を否定できない。そんな時こそ、行政が先頭になって障害者の雇用を促進すべきである。
- 児童扶養手当の返納を求める事象について、生活が複雑に絡み合っているケースが多いことは理解できる。しかしながら、返納を求める行為を根気よく続けるとともに、そのような事象を発生させないために、早期に受給者の実態を把握することに努めるべきである。
- 生活保護費について、認定の際には、当然対象者の生活環境の調査を十分に行っておられることは承知している。しかしながら、その後の状況を把握することが大切である。生活保護費の不正受給はあってはならない。公平公正な生活保護費の支給を行うためにも、受給者の実態調査をしっかりと行うべきである。
- ごみ収集業務の委託拡大については、過去に指摘を受けているにもかかわらず、対応がなされていない。行政改革の観点やきびしい財政状況を踏まえ、早急に対応を進める必要がある。ごみ収集車の減車にあわせた委託拡大だけでなく、任用替等を含め、職員の異動を行う等、あらゆる取り組みを進めていくべきである。
- 多重債務者の相談等について、その実態把握がなされていない。その原因は、市の窓口が一元化されていないことにある。問題解決が滞納整理につながる場合もあると思われるので、他市の対応状況等も調査したうえで、もっと積極的に体制整備に取り組むべきである。
- 市民の財産と生命を守ると言う観点から、ハザードマップを生かすためにも、特に強化をしていただきたいのは、既存住居を守る浸水対策である。財源対策を含め具体的な対策を示すべきである。
- 幼稚園、保育園の臨時職員の配置割合が、他の職場に比べ高い状況が存在する。特に、幼稚園については、幼保のあり方や市全体としての定数の問題等、いろいろ難しい条件もあると思うが、保護者に対し、将来像を明確に示すことが大切である。しっかりした将来計画を早急に示されたい。

特別会計

国民健康保険事業特別会計

- 国民健康保険法第44条に規定している一部負担金の減免については、より一層の周知に努められたい。

下水道事業特別会計

- 下水道への接続状況について、過去に指摘をしているにもかかわらず、供用開始後3年を経過した地域において、市職員の未接続の状況を放置している。法の遵守が公務員の義務であることは当然であり、早急に対処すべきである。また、公共施設への接続についても、財源の問題があるにせよ、年次計画を立て、対応すべきである。

介護保険事業特別会計

- 家族介護支援事業について、執行率がほぼ半分となっているが、その原因について把握ができていない。その原因を把握することで、今、必要とされる施策を検討することが重要であり、その費用をもって新たな福祉施策の展開を検討すべきである。

企業会計

病院事業会計

- 医療費の未払いについて、連帯保証人に対しての請求行為が十分に実施されていない。事務局の体制整備を行い、収入確保に努められたい。

平成 20 年度決算認定について

| | |
|--------------------------------------|----|
| 平成 20 年度高砂市一般会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 平成 20 年度高砂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 平成 20 年度高砂市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 平成 20 年度高砂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 平成 20 年度高砂市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 平成 20 年度高砂市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 平成 20 年度高砂市水道事業会計決算認定について | 認定 |
| 平成 20 年度高砂市工業用水道事業会計決算認定について | 認定 |
| 平成 20 年度高砂市病院事業会計決算認定について | 認定 |

意見書を提出しました

12月定例会において高砂市議会から提出した意見書を掲載しています。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間 7000 人に達し、自己破産者も 18 万人を超え、多重債務者が 200 万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006 年 12 月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の 3 分の 1 を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008 年の自己破産者数も 13 万人を切るなど多重債務対策は確実に成果をあげつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990 年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴される、いわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に、商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998 年には自殺者が 3 万人を超え、自己破産者も 10 万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置された消費者庁の共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題の喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の拡充を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

2009 年（平成 21 年）12 月 22 日

高 砂 市 議 会

非核三原則の早期法制化を求める意見書

広島・長崎の原爆被爆から64年が経ちました。
 「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被爆者の悲痛の願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、いくどとなく訪れた核兵器使用の危機を防いできました。
 今、核兵器廃絶をめざす潮流は、さらにその流れを強めています。
 核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が「核兵器のない世界」を追求していくことを明言しました。
 今こそ日本は、核兵器による唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきときです。
 そのためにも「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、その法制化を早期にはかることによって、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見を示すことができると信じます。
 よって、国会及び政府におかれましては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の法制化を早期に決断されることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2009年(平成21年)12月22日

高砂市議会

細菌性髄膜炎ワクチンの公費による定期接種化を早期に求める意見書

細菌性髄膜炎は、初期は発熱以外に症状がないため診断が難しく、重篤な状態となって初めてわかる疾患であり、死亡率は5%、後遺症の残る率は20%といわれている。
 この病気の原因とされるインフルエンザ菌b型(ヒブ)と肺炎球菌には既にワクチンが開発され、世界保健機構は1998年にすべての国に対して乳幼児へのヒブワクチン無料接種を推奨している。また、肺炎球菌についても七価ワクチンが世界77か国で承認され、このワクチンを定期接種化した国では、細菌性髄膜炎は「過去の病」となっている。
 しかし、我が国では2008年12月からヒブワクチンが接種できるようになったもののまだ任意接種であるため、子育て世代には大きな負担となっている。また、七価ワクチンは乳幼児への接種が2009年10月に認められました。
 ヒブワクチンと七価ワクチンの公費による定期接種化が実現すれば、恐ろしい細菌性髄膜炎から子どもたちを守ることができます。
 よって、政府におかれては、次の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 ヒブワクチンおよび七価ワクチンの有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、ヒブ重症感染症(髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症)を定期接種対象疾患(一類疾病)に位置付けること。
- 2 ヒブワクチンについて乳幼児がいる世帯に周知徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2009年(平成21年)12月22日

高砂市議会

○人権擁護委員の候補者の推薦について適任としました。
 高砂市曾根町
 吉屋節子

人事

本会議・委員会はどこでも傍聴できます。

次の定例会は3月に開会の予定ですので、日程その他詳しいことは443-9051(議会事務局)までお問合せください。

高砂市議会のホームページ

<http://www.city.takasago.hyogo.jp>